



Press Release

山形労働局 発表
平成 28 年 12 月 22 日 (木)

報道関係者 各位

担	山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 布川 健一 賃金指導官 久保田 幸信
当	TEL 023-624-8224 FAX 023-624-8345

改正山形県特定（産業別）最低賃金が 12 月 25 日発効！ —4 つの産業すべて 15 円 UP！—

山形労働局長（局長：^{あいうらりょうじ}相浦亮司）は、地域別最低賃金（717 円：本年 10 月 7 日発効済）よりも高い最低賃金を定めることが必要と認めた 4 産業（業種）の山形県特定（産業別）最低賃金について、山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみあきら}山上 朗 弁護士）の答申（本年 10 月 24 日）を受け金額等の改正決定をしていましたが、12 月 25 日からその効力が発生します。

平成 28 年度の改正金額は、「ポンプ・圧縮機械、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業」が 798 円（引上げ額 15 円）、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 782 円（同 15 円）、「自動車・同附属品製造業」が 797 円（同 15 円）、「自動車整備業（自動車分解整備の業務に従事する者に限る）」が 801 円（同 15 円）となります。（別添 1・2 参照）

これにより、12 月 25 日以降は、山形県内の 4 産業で事業を営む使用者（4 産業計で約 1600 事業所）及びその産業の「基幹的労働者」（4 産業計で約 30,000 人）に改正金額が適用され、この額を下回る賃金の支払いは、法律に違反することになります。（別添 3 参照）

（参考）

- 別添 1 特定（産業別）最低賃金
- 別添 2 特定（産業別）最低賃金額の推移
- 別添 3 特定最低賃金について

特定（産業別）最低賃金 （別添1）

《次の4つの産業の「基幹的労働者」に適用されます！》

特定(産業別)最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	発効日	特定最低賃金額	適用除外労働者
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。)、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	H28.12.25	1時間 798 円 15円UP	この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
			【H28.12.24まで】 1時間 783円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	H28.12.25	1時間 782 円 15円UP	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
			【H28.12.24まで】 1時間 767円	
自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者	H28.12.25	1時間 797 円 15円UP	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
			【H28.12.24まで】 1時間 782円	
自動車整備業 (自動車分解整備の業務に従事する者に限る。)	自動車整備業(原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。)、純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。))又は道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条の自動車分解整備事業を営む使用者	H28.12.25	1時間 801 円 15円UP	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
			【H28.12.24まで】 1時間 786円	

(注) 「適用する使用者の範囲」に使用される労働者で「適用除外労働者」に該当する者は「山形県最低賃金」が適用されます。

山形労働局・各労働基準監督署

(別添2)

特定（産業別）最低賃金額の推移

①ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

改定年度	改定額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
H20	728円	7円	0.97%	H20.12.25
H21	730円	2円	0.27%	H21.12.25
H22	736円	6円	0.82%	H22.12.25
H23	739円	3円	0.41%	H23.12.25
H24	745円	6円	0.81%	H24.12.25
H25	754円	9円	1.21%	H25.12.25
H26	768円	14円	1.86%	H26.12.25
H27	783円	15円	1.95%	H27.12.25
H28	798円	15円	1.92%	H28.12.25

②電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

改定年度	改定額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
H20	713円	8円	1.13%	H20.12.25
H21	715円	2円	0.28%	H21.12.25
H22	723円	8円	1.12%	H22.12.25
H23	726円	3円	0.41%	H23.12.25
H24	731円	5円	0.69%	H24.12.25
H25	740円	9円	1.23%	H25.12.25
H26	753円	13円	1.76%	H26.12.25
H27	767円	14円	1.86%	H27.12.25
H28	782円	15円	1.96%	H28.12.25

③自動車・同附属品製造業最低賃金

改定年度	改定額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
H20	729円	7円	0.97%	H20.12.25
H21	731円	2円	0.27%	H21.12.25
H22	738円	7円	0.96%	H22.12.25
H23	741円	3円	0.41%	H23.12.25
H24	747円	6円	0.81%	H24.12.25
H25	756円	9円	1.20%	H25.12.25
H26	769円	13円	1.72%	H26.12.25
H27	782円	13円	1.69%	H27.12.25
H28	797円	15円	1.92%	H28.12.25

④自動車整備業最低賃金

改定年度	改定額	引上げ額	引上げ率	効力発生日
H20	731円	8円	1.11%	H20.12.25
H21	733円	2円	0.27%	H21.12.25
H22	740円	7円	0.95%	H22.12.25
H23	743円	3円	0.41%	H23.12.25
H24	749円	6円	0.81%	H24.12.25
H25	758円	9円	1.20%	H25.12.25
H26	772円	14円	1.85%	H26.12.25
H27	786円	14円	1.81%	H27.12.25
H28	801円	15円	1.91%	H28.12.25

特定最低賃金について

(別添3)

◆ 特定最低賃金

- 特定の産業又は職業について設定される最低賃金
- 関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めた場合に決定される。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ 企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 ※日本標準産業分類の小／細分類ごと ○ その産業の「 <u>基幹的労働者</u> 」に適用 ※ 基幹的労働者:当該産業に特有／主要な業務に従事する労働者(基幹的労働者でない労働者の職種、業務を記載するなどにより、それぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	○ 産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ○ 新設、改廃は労使のイニシアティブによる	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなければならない)
効力	○ 刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。 ※労働基準法第24条違反(30万円以下の罰金) ○ 民事的な効力(最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効)	○ 刑事的な効力(50万円以下の罰金) ※労働基準法第24条違反との関係は法条競合 ○ 民事的な効力(同左)